

一般社団法人島根県配合飼料価格安定基金協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人島根県配合飼料価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）という。

(事務所)

第2条 基金協会は、事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 基金協会は、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること、国、県及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策等畜産の振興に関する事業等を実施することにより、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展を図り、もって県民への畜産物の安定供給と価格安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 基金協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 配合飼料価格差補てん制度に係る補てん契約の締結、積立金の徴収、補てん金の交付等に関する事業
- (2) 畜産経営の環境整備、生産及び流通に関する施設の改善合理化のための必要な機械・施設の整備に関する事業
- (3) 肉用子牛生産者補給金制度の実施に関する事業
- (4) 肉用牛肥育経営安定特別対策に関する事業
- (5) 国、県及び関係団体等が行う畜産振興に関する事業を執行する事業
- (6) その他前条の基金協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、島根県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 基金協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 正会員は、基金協会の事業に賛同して入会した個人又は団体であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 島根県内において畜産業を営む畜産経営者が組織する飼料荷受組合
- (2) 配合飼料製造業者

- (3) 配合飼料の販売を行う者
- (4) 島根県内において畜産業を営む畜産経営者
- (5) その他基金協会が適当と認める者

3 賛助会員は、基金協会の事業に賛同し、基金協会の事業を賛助するため、加入した個人又は団体とする。

4 第1項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 基金協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 基金協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

2 会員は、前項の会費の負担の支払いについて相殺をもって基金協会に対抗することはできない。

3 既納の負担した会費は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

（届 出）

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を基金協会に届け出なければならない。

- (1) 会員たる資格を失ったとき
- (2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき
- (3) 定款又は規約に変更があったとき
- (4) 代表権を有する者の氏名又は住所の変更があったとき

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 基金協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 基金協会の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

- 2 前項の規定により除名したときは、その会員に対し、除名をした旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 第5条第2項第1号から第5号までの者でなくなったとき

2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、基金協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 基金協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の負担した会費は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1会員につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会に出席した正会員のうち選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第21条 基金協会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上10名以内
- (2) 監 事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第

1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 2 2 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 2 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、基金協会を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、基金協会の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 4 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、基金協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 2 5 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 2 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 2 6 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 2 7 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等規程により、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第28条 基金協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 基金協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 業 務 の 執 行

(業務方法書)

第34条 基金協会は、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 配合飼料の価格差補てん事業に関する事項
 - (2) その他業務の運営に関する重要事項
- 2 業務方法書の作成及び変更については、総会の決議を経て行うものとする。

第8章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第35条 基金協会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 第7条第1項の会費
- (2) 寄付金
- (3) 第4条の事業に伴う助成金及び交付金
- (4) 財産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(事業年度)

第36条 基金協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 基金協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 基金協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類及び監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 基金協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の配分)

第41条 基金協会は、剰余金の配分を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 基金協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 基金協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 基金協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第12章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、基金協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、経種芳治とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。